

第127回丹波篠山市議会6月2日会議

議会提出議案



令和8年6月2日

丹波篠山市

報告第6号 令和7年度丹波篠山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源		その他		
						国県支出金	地方債	国県支出金	その他	
2総務費	1総務管理費	物価高騰対応重点支援給付金事業	59,833,000	59,833,000		57,000,000				2,833,000
2総務費	1総務管理費	今田まちづくりセンター管理費	49,418,000	31,818,000			31,600,000			218,000
2総務費	3戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	4,488,000	4,488,000		4,488,000				
3民生費	2児童福祉費	おいでよささっ子遊具設置事業	4,500,000	4,500,000			4,500,000			
3民生費	2児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	19,300,000	19,300,000		19,300,000				
3民生費	2児童福祉費	城東こども園整備事業	161,674,000	161,674,000		469,000	159,300,000			1,905,000
4衛生費	1保健衛生費	上水道施設費	38,800,000	38,800,000			38,800,000			
4衛生費	2清掃費	地域振興事業(土木)	47,175,000	47,175,000			42,400,000			4,775,000
6農林水産業費	1農業費	担い手支援事業	63,800,000	63,800,000		62,800,000			1,000,000	
6農林水産業費	1農業費	ため池等整備事業	49,000,000	49,000,000			34,620,000		7,900,000	2,680,000
6農林水産業費	1農業費	市単独土地改良事業	300,000	300,000						300,000
7商工費	1商工費	商工振興施設管理費	91,384,000	91,384,000			38,529,000	41,300,000		6,791,000
8土木費	1土木管理費	土木総務費	4,370,000	4,370,000				4,300,000		70,000
8土木費	1土木管理費	道の駅整備事業	246,771,000	246,771,000			117,471,000	108,400,000	14,094,000	6,806,000
8土木費	2道路橋りょう費	道路維持管理費	53,625,000	53,625,000				51,800,000		1,825,000
8土木費	2道路橋りょう費	国庫補助道路整備事業	5,218,000	5,218,000			2,928,000	1,700,000		590,000
8土木費	2道路橋りょう費	市単独事業	9,000,000	9,000,000				9,000,000		
8土木費	2道路橋りょう費	橋りょう維持管理費	2,900,000	2,900,000				2,900,000		
8土木費	3河川費	ふるさとの川再生事業	5,729,000	5,729,000				5,100,000	629,000	
8土木費	6住宅費	放置空き家対策事業	4,426,000	4,426,000			1,876,000			2,550,000
小	計		921,711,000	904,111,000		339,481,000	509,000,000	24,287,000		31,343,000

令和7年度丹波篠山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						国県支出金	未収入特定財源 地方債	その他	円	
10教育費	1教育総務費	学校施設維持管理費	51,152,000	51,152,000		15,584,000	35,500,000	68,000		円
10教育費	4幼稚園費	幼稚園管理費	36,890,000	36,890,000			33,300,000			3,590,000
小	計		88,042,000	88,042,000		15,584,000	68,800,000	68,000		3,590,000
合	計		1,009,753,000	992,153,000		355,065,000	577,800,000	24,355,000		34,933,000

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

令和7年度 丹波篠山市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国庫補助金	企業債	出資金	当年度損益勘定留保資金		
1資本的支出	1建設改良費	①脱炭素化推進事業 西新町浄水場ほか 施設照明器具取換工事	円 11,000,000	円	円 11,000,000	円	円 5,500,000	円 5,500,000	円	円	蛍光灯製造中止によるLED照明器具の供給不足・供給制限に伴う納期遅延により不測の日数を要するた め。
		②管路耐震化事業 東岡屋地区 配水管布設替工事	39,000,000		39,000,000	26,600,000	12,400,000				地下埋設物等の確認及び配水管ルート検討に不測の日数を要したため。
		③管路耐震化事業 栗柄地区 配水管布設替工事（1工区）	33,000,000	13,100,000	19,900,000	13,200,000	6,200,000	500,000			地下埋設物等の確認及び配水管ルート検討に不測の日数を要したため。
		④管路耐震化事業 栗柄地区 配水管布設替工事（2工区）	23,000,000	8,980,000	14,020,000	8,900,000	4,100,000	1,020,000			地下埋設物等の確認及び配水管ルート検討に不測の日数を要したため。
		⑤管路耐震化事業 垣屋地区 配水管布設替工事	36,000,000		36,000,000	22,800,000	10,600,000	2,600,000			地下埋設物等の確認及び配水管ルート検討に不測の日数を要したため。
		合計	142,000,000	22,080,000	119,920,000	77,000,000	38,800,000	4,120,000			

※ 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒井 隆 明

令和7年度 丹波篠山市下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明	
						国庫補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	①古市地区 汚水管支障移転（水管橋設置） 工事	15,000,000		15,000,000		3,300,000	10,500,000	1,200,000			関連する県営河川改修工事の繰越に伴い、一体的な施工調整を要するため。
		②篠山環境衛生センター 照明設備LED改修工事	12,207,000		12,207,000		12,200,000		7,000			蛍光灯製造中止によるLED照明器具の供給不足・供給制限に伴う納期遅延により不測の日数を要するため。
		③古市南部地区 処理施設機械設備更新工事	42,000,000	15,300,000	26,700,000		13,300,000		50,000			機器関連部品等の供給制限に伴う納期遅延により不測の日数を要するため。
		④停電時中継ポンプ運転用 発電機器購入	2,794,000		2,794,000					2,794,000		
		合 計	72,001,000	15,300,000	56,701,000	28,800,000	10,500,000	4,051,000				

※ 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒井 隆 明

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について

理 由 別記事故について、損害賠償の額を決定し和解するため

令和8年5月1日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第51号

丹波篠山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

丹波篠山市職員の特殊勤務手当支給条例（平成11年篠山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表中「710円」を「950円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 5 2 号

丹波篠山市公告式条例及び丹波篠山市財政状況の公表等に関する 条例の一部を改正する条例

(丹波篠山市公告式条例の一部改正)

第 1 条 丹波篠山市公告式条例（平成 1 1 年篠山市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 電磁的記録による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市のウェブサイト
に設置した掲示場に掲示して行う。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

(規則の公布)

第 3 条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長
名を記入しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第 4 条 前条の規定は、市長の定める規程で公表を要するものに準用する。

第 5 条第 1 項中「第 2 条」を「第 3 条」に改め、「規則」の次に「及び規
程」を加え、「市長」を「市長名」に改め、「代表する者」の次に「の氏名」
を加え、同条第 2 項を削る。

(丹波篠山市財政状況の公表等に関する条例の一部改正)

第 2 条 丹波篠山市財政状況の公表等に関する条例（平成 1 1 年篠山市条例第
5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第53号

丹波篠山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年篠山市条例第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

丹波篠山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「市の機関は、」を削り、「より書面等により行うこととして」を「おいて書面等により行うことその他のその方法が規定されて」に、「規則で定めるところにより、」を「市の機関が定めるところにより、市の機関が定める」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「」を使用し「て行わせる」を「以下同じ。）を使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「する書面等」を「する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて市の機関が定めるもの

をもって代えることができる。

第3条に次の2項を加える。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。））」とする。

第4条第1項中「市の機関は、」を削り、「より書面等により行うこととし」を「において書面等により行うことその他のその方法が規定され」に、「規則で定めるところにより、」を「市の機関が定めるところにより、市の機関が定める」に、「（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「を使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の市の機関が定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって代えることができる。

第4条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合には、市の機関が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「より書面等により行うこととし」を「おいて書面等により行うことが規定され」に、「規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて」を「市の機関が定めるところにより、」に、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「より書面等により行うこととして」を「おいて書面等により行うことが規定されて」に、「規則で」を「市の機関が」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「電磁的記録の作成等を」を「電磁的記録により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「作成等のうち」に、「より署名等をするものとしてしているもの」を「おいて署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「規則で定めるものをもって当該署名等に」を「市の機関が定めるものをもって」に改める。

第7条を次のように改める。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関が定めるもの

- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

第9条中「規則で」を「市の機関が」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「少なくとも」を削り、「して行わせ又は」を「する方法により」に、「の技術の利用に関する状況について」を「技術を活用した行政の推進に関する状況を取りまとめ」に改め、「方法により」の次に「その概要を」を加え、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（添付書類等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の市の機関が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ市の機関が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第54号

丹波篠山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成11年篠山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 5 5 号

丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例（平成 1 1 年篠山市条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 8 号及び第 1 9 号並びに第 4 条第 1 項第 1 号中「8 0 万 9 千円」を「8 2 万 6 千 5 百円」に改める。

第 4 条第 1 項第 2 号中「同法第 3 1 4 条の 7、同法附則第 5 条の 4 第 6 項、同法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項及び同法附則第 7 条の 2 第 4 項の」を「同法附則第 5 条の 4 第 5 項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の第 2 条第 1 8 号及び第 1 9 号並びに第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 8 年 6 月 2 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第56号

丹波篠山市火入れに関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市火入れに関する条例（平成11年篠山市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「乾燥注意報」の次に「、林野火災に関する注意報」を加え、同条第2項中「又は強風注意報、乾燥注意報」を「強風注意報、乾燥注意報、林野火災に関する注意報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第57号

丹波篠山市大山荘の里市民農園の指定管理者の指定について

丹波篠山市大山荘の里市民農園の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市垣屋159番地2
バイオマス丹波篠山×なちゆるるは一もに一市民農園
管理運営共同事業体
代表者 特定非営利活動法人バイオマス丹波篠山
理事長 高橋 隆治
構成員 農事組合法人なちゆるるは一もに一
代表理事 湊 友加
- 2 指定の期間 令和8年10月1日から令和13年3月31日まで

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第58号

小型動力ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）購入契約について

小型動力ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）の購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 小型動力ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 20,033,840円
- 4 契約の相手方 たつの市新宮町井野原276番地1
有限会社岡本ポンプ
代表取締役 岡本 正

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第59号

高規格救急自動車購入契約について

高規格救急自動車の購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 高規格救急自動車購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 36,141,480円
- 4 契約の相手方 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号
兵庫トヨタ自動車株式会社
特販営業所 所長 中井 立周

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第60号

川代体育館長寿命化及び照明設備改修工事請負契約について

川代体育館長寿命化及び照明設備改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 川代体育館長寿命化及び照明設備改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 167,464,000円
- 4 契約の相手方 垣本・福島特別建設共同企業体
代表者 丹波市氷上町成松188番地8
垣本建設工業株式会社
代表取締役 垣本 太
構成員 丹波篠山市西新町188番地
株式会社福島組
代表取締役 福島 剛

令和8年6月2日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明